

令和8年度 市民税・県民税申告書の手引き

令和8年度の市民税・県民税は、前年（令和7年1月1日から令和7年12月31日まで）の所得に基づき課税されます。

令和7年分の所得について、この「申告書の手引き」をお読みのうえ3月16日までに申告をしてください。市公式ホームページで、市民税・県民税の試算や申告書の作成も可能です。

1 市民税・県民税の申告が必要な方

◎令和8年1月1日現在、狭山市に住んでいる方

(1)給与所得者で次に該当する方

①勤務先から狭山市へ給与支払報告書の提出がされていない方（勤務先に確認してください）

※年末調整をしても提出がされていない場合がありますので、ご注意ください

②給与所得以外に所得がある方（営業等、農業、不動産、雑（公的年金等含む）、配当、一時所得など）

※所得が給与と公的年金のみの方で、狭山市に給与支払報告書と年金支払報告書が提出されている場合は、申告は不要です

③前年中に会社等を退職された方（前年中に再就職され、退職分を含め年末調整をされた方は必要ありません。ただし、

①の場合もありますのでご注意ください）

その他、パート、アルバイト等でも収入があれば申告してください。

(2)給与所得者以外で営業等、農業、不動産、雑（業務、その他）、配当、一時などの所得があった方

(3)前年中に収入がなく、各種手当の申請をされる方、国民健康保険、年金、公営住宅等の手続きが必要な方

（市民税・県民税の非課税証明書発行の際には、申告が必要になります）

※申告書表面に住所、氏名、生年月日、電話番号等を記入し、「②所得金額」の⑫に0（円）と記入してください。

また、裏面「⑩所得がなかった人の記載欄」1～3の該当項目を記入し、提出してください

◎令和8年1月1日現在、狭山市に住んでいないが、市内に事業所、事務所、住宅（家屋敷）を有する個人の方

※申告書裏面「⑩家屋敷などに関する事項」を記入し、提出してください

2 市民税・県民税の申告をしなくてよい方

※控除を追加する場合は、申告が必要です

(1)収入が給与のみの方で、勤務先から狭山市へ給与支払報告書の提出があった方

(2)収入が公的年金等のみの方で、年金支払者から狭山市へ年金支払報告書の提出があった方

※公的年金等の収入が400万円を超える方や国外で支払われた年金を受給されている方は、原則確定申告が必要です

(3)令和7年分所得税の確定申告書を提出する方

3 申告に必要なもの

①市民税・県民税申告書

②マイナンバーカード（お持ちでない方は通知カード＋運転免許証、保険証等）

③収入がある方⇒給与・年金の源泉徴収票（源泉徴収票の発行が行われない場合は給与明細書）、報酬の支払調書、収支の内訳がわかる帳簿等 ※複数箇所からの支払がある場合はすべて

④医療費控除を受ける方⇒医療費控除の明細書、医療費通知

※セルフメディケーション税制の特例を受ける方は、3ページをご覧ください

⑤社会保険料控除を受ける方⇒社会保険料（国民健康保険税（料）、介護保険料、国民年金保険料等）の領収書や支払った金額が確認できる書類

⑥生命保険料、地震保険料控除を受ける方⇒生命保険料、地震保険料の控除証明書

⑦障害者控除を受ける方⇒障害者手帳、障害者控除対象者認定書など

⑧その他控除に必要な書類（詳細は2～5ページをご覧ください）

申告書の書き方

申告書の番号にそって説明しておりますので該当するところに記入してください。住所、氏名、生年月日、電話番号などを正しく記入してください。

③所得から差し引かれる金額に関する事項及び ④所得から差し引かれる金額の記入のしかた

⑬社会保険料控除……前年中に申告者が、申告者や申告者と生計を一にする配偶者などの親族の国民健康保険税（料）、介護保険料、国民年金保険料、後期高齢者医療保険料などを支払った場合に控除されます（国民年金保険料については、支払証明書が必要）。なお、申告者と生計を一にする親族が受け取る公的年金等から直接差し引かれている社会保険料については、申告者の控除対象になりません。

〈記入欄〉「③所得から差し引かれる金額に関する事項」の⑬の合計金額を、「④所得から差し引かれる金額」の⑬に転記してください。

⑭小規模企業共済等掛金控除……前年中に申告者が支払った小規模企業共済等掛金や個人型確定拠出年金の掛金などがある場合に控除されます（控除証明書が必要）。

〈記入欄〉「④所得から差し引かれる金額」の⑭に金額を記入してください。

⑮生命保険料控除……前年中に申告者が支払った、申告者や配偶者、その他の親族を受取人とする生命保険契約等・介護医療保険契約等、または個人年金保険契約等に基づいた保険料がある場合に控除されます（控除証明書が必要）。計算方法は6ページをご覧ください。

⑯地震保険料控除……前年中に申告者や申告者と生計を一にする配偶者などの親族が常時居住している家屋や家財を保険の目的とし、かつ、地震等を原因とする火災、損壊等による損害額を補てんする損害保険契約等に基づいた保険料等を、申告者が支払った場合に控除されます（控除証明書が必要）。

◇長期損害保険契約等に基づく損害保険料…経過措置として、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等（10年以上の契約で、満期返戻金がある長期損害保険契約。平成19年1月1日以降に一定の契約変更をしたものや、地震保険料控除の対象になるものは除く）に基づく保険料等については、従前の損害保険料控除を適用します（控除証明書が必要）。計算方法は6ページをご覧ください。

⑰寡婦控除^{*1}………下記のひとり親控除に該当せず、夫と離婚した後婚姻しておらず、扶養親族を有する方、または夫と死別した後婚姻していない方・夫の生死が明らかでない方で、いずれの方も前年中の合計所得金額が500万円以下の場合に該当します。（住民票の続柄に「夫（未届）」と記載がある方は対象外） ◆控除金額 寡 婦 26万円

〈記入欄〉「③所得から差し引かれる金額に関する事項」の「⑰□寡婦控除」と〔 〕内のあてはまる項目に✓を記入し、「④所得から差し引かれる金額」の⑰に控除金額を記入してください。

⑱ひとり親控除^{*1}………婚姻歴の有無や性別に関わらず、生計を一にする子（前年中の総所得金額等が58万円以下で、他の人の同一生計配偶者^{*2}または扶養親族となっていない方）を有する単身者で、前年中の合計所得金額が500万円以下の場合に該当します。（住民票の続柄に「夫（未届）」、「妻（未届）」と記載がある方は対象外）

◆控除金額 ひとり親 30万円

〈記入欄〉「③所得から差し引かれる金額に関する事項」の「⑱□ひとり親控除」に✓を記入し、「④所得から差し引かれる金額」の⑱に控除金額を記入してください。

⑲勤労学生控除^{*1}………申告者が学生・生徒で、前年中の合計所得金額が85万円以下（そのうち自分の勤労によらない所得が10万円以下）の場合に該当します。 ◆控除金額 勤 労 学 生 26万円

〈記入欄〉「③所得から差し引かれる金額に関する事項」の「⑲□勤労学生控除」に✓を記入し、学校名を記入のうえ、「④所得から差し引かれる金額」の⑲に控除金額を記入してください（学生である証明書が必要）。

⑳障害者控除^{*1}………申告者や同一生計配偶者^{*2}、扶養親族が障害者（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳を所持、または、これらと同程度の障害のある方など）である場合に該当します。

◆控除金額 障 害 者 26万円

◇ 障害者のうち身体障害者手帳に障害の程度が1級または2級と記載されている方など、特に重度の障害のある場合は特別障害者に該当します。 ◆控除金額 特別障害者 30万円

◇ 特別障害者である、同一生計配偶者又は扶養親族と、申告者、配偶者、生計を一にする親族のいずれかが同居している場合には、23万円が控除金額に加算されます。

〈記入欄〉「③所得から差し引かれる金額に関する事項」の⑳に障害の程度を記入し「④所得から差し引かれる金額」の⑳に控除金額を記入してください。（⑲勤労学生控除がある場合は、控除額の合計を記入してください）

㉑配偶者控除^{*1}………生計を一にする配偶者の前年中の合計所得金額が58万円以下の場合^{*3}に該当します。ただし、申告者の前年中の合計所得金額が1,000万円を超える場合や配偶者が事業専従者である場合、他の人の扶養親族である場合は該当しません。計算方法は6ページをご覧ください。

㉒配偶者特別控除^{*1}………生計を一にする配偶者の前年中の合計所得金額が58万円を超え、133万円以下の場合^{*3}に該当します。ただし、申告者の前年中の合計所得金額が1,000万円を超える場合や配偶者が事業専従者である場合は該当しません。計算方法は7ページをご覧ください。

㉓扶養控除※¹……………申告者と生計を一にする親族（配偶者を除く）のうち、生年月日が平成22年1月1日以前で前年中の合計所得金額が58万円以下の方がいる場合※³に該当します。ただし、その方が事業専従者となっている場合や、他の人の同一生計配偶者※²または扶養親族とされている場合は該当しません。

◇特定扶養親族（生年月日が平成15年1月2日～平成19年1月1日までの間の「年齢19歳以上23歳未満の方」）

◆控除金額 45万円

◇老人扶養親族（生年月日が昭和31年1月1日以前の「年齢70歳以上の方」）

◆控除金額 38万円

◇同居老親等（老人扶養親族のうち、申告者またはその配偶者の父母・祖父母などで、申告者またはその配偶者と同居の場合）

◆控除金額 45万円

◇その他扶養親族

◆控除金額 33万円

〈記入欄〉「㉓所得から差し引かれる金額に関する事項」の㉓の「□同居・□別居」に✓をつけ、扶養親族の氏名、生年月日、続柄、個人番号を記入し、控除金額の合計を「㉔所得から差し引かれる金額」の㉓に記入してください（別居の場合は「別居の場合の住所」に記入）。

※年少扶養親族（生年月日が平成22年1月2日以降の「16歳未満の方」）がいる場合も申告書の「㉓所得から差し引かれる金額に関する事項」の㉓に氏名等を記入し、「生年月日」記入欄の横の「16歳未満」記入欄に○を記入してください。なお、扶養控除は受けられません

※扶養控除及び年少扶養親族の対象人数が4名以上になる場合は、申告書裏面「㉔扶養控除（4名以上）に関する事項」に記入してください

㉔特定親族特別控除……………申告者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族（特定親族）のうち、前年中の所得金額が58万円を超え、123万円以下の場合※³に該当します。ただし、その方が配偶者または事業専従者である場合は該当しません。

㉕基礎控除……………前年中の合計所得金額が2,500万円以下の場合に以下の控除金額が控除されます。

◇前年中の合計所得金額が2,400万円以下 ◆控除金額 43万円

◇前年中の合計所得金額が2,400万円超2,450万円以下 ◆控除金額 29万円

◇前年中の合計所得金額が2,450万円超2,500万円以下 ◆控除金額 15万円

◇前年中の合計所得金額が2,500万円超 ◆控除金額 0円

㉖雑損控除……………前年中に申告者や申告者と生計を一にする配偶者などの親族が、災害などにより住宅、家財などに損害を受けた場合や、災害等に関連してやむを得ない支出（災害関連支出）があった場合に、次のいずれかが多い金額が控除されます。（罹災証明書や損害金額・保険金などで補てんされる金額等を証明する書類が必要）

◇A 損害金額－B 保険金などで補てんされる金額－（㉔所得金額の合計×0.1）

◇C 差引損失額（A－B）のうち災害関連支出の金額－50,000円

〈記入欄〉「㉓所得から差し引かれる金額に関する事項」の㉖に記入し、「㉔所得から差し引かれる金額」の㉖に上記のいずれか多い金額を記入してください。

㉗医療費控除……………前年中に申告者が、申告者や申告者と生計を一にする配偶者などの親族のために支払った医療費等の合計額が一定の金額以上ある場合に控除されます。計算方法は7ページをご覧ください。

※明細書（各病院・薬局等の合計金額、保険等から補てんされる金額を個人ごとにとりまとめたもの）が必要となります。医療費等の領収書はご自身で5年間保管してください。なお、医療保険者から交付を受けた医療費通知（健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」など）を添付すると、対象部分にかかる明細の記入を省略できます。

◇セルフメディケーション税制の特例…前年中に申告者（健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行っている方）が、申告者や申告者と生計を一にする配偶者などの親族のために、特定一般用医薬品等購入費（医師によって処方される医療用医薬品から、ドラッグストアで購入できるOTC医薬品に転用されたスイッチOTC医薬品の購入費）を支払った場合に控除されます。なお、明細書（セルフメディケーション税制用）及び、領収書が必要となります。計算方法は7ページをご覧ください。

（注）セルフメディケーション税制は医療費控除の特例であり、従来の医療費控除との選択適用となります。したがって、この特例の適用を受ける場合は、従来の医療費控除を併せて受けることはできません。また、一度選択した控除を変更することもできません。

※1 各控除に該当するか否かは、前年の12月31日の現況によって判定します

※2 生計を一にする合計所得金額が58万円以下の配偶者

※3 対象となる方が前年中にすでに死亡している場合には、その死亡時の現況によって判定します

1 収入金額等及び 2 所得金額の記入のしかた

- ア・①営業等所得**……卸売業、小売業、製造業、外交員、作家、ホステスなどの事業等から生じる所得です。
収入金額をアに記入し、収入金額から必要経費を引いた所得金額を①に記入してください。
- イ・②農業所得**……米、麦、野菜、果樹の生産などの事業から生じる所得です。
収入金額をイに記入し、収入金額から必要経費を引いた所得金額を②に記入してください。
- ウ・③不動産所得**……地代、家賃などから生じる所得です。
収入金額をウに記入し、収入金額から必要経費を引いた所得金額を③に記入してください。
- ※営業等所得・農業所得・不動産所得については、申告書裏面「7 事業・不動産所得に関する事項」を用いて計算してください
- エ・④利子所得**……預貯金の利子、公社債投資信託や貸付信託の収益の分配金などによる所得です（源泉分離課税分を除きます）。
- オ・⑤配当所得**……法人から受ける剰余金の配当、証券投資信託（公社債投資信託を除く）の収益の分配などから生じる所得です。
申告書裏面「8 配当所得に関する事項」を用いて計算してください。
- カ・⑥給与所得**……給料、賞与、俸給、賃金、歳費などの所得です。計算方法は5ページをご覧ください。
※収入金額については、所得税や社会保険料などを差し引く前の金額（源泉徴収票中の「支払金額」）を記入してください。2 箇所以上の給与がある場合には、収入金額の合計を記入してください
- キ・⑦雑所得（公的年金等）**……国民年金、厚生年金、各種共済年金、恩給などの所得です（障害年金・遺族年金は、収入金額には含まれません）。計算方法は5ページをご覧ください。
※収入金額については所得税や社会保険料などを差し引く前の金額（公的年金等の源泉徴収票中の「支払金額」）を記入してください。2 箇所以上の公的年金等がある場合には、収入金額の合計を記入してください
- ク・⑧雑所得（業務）**……原稿料、講演料又はネットオークションなどを利用した個人取引若しくは食料品の配達などの副収入による所得です。申告書裏面「9 雑所得（公的年金等以外）に関する事項」を用いて計算し、所得金額を「2 所得金額」の⑧に記入してください。
- ケ・⑨雑所得（その他）**……生命保険契約に基づいて支給を受ける年金（個人年金）などの上記以外のものによる所得です。申告書裏面「9 雑所得（公的年金等以外）に関する事項」を用いて計算し、所得金額を「2 所得金額」の⑨に記入してください。また、⑦～⑨の合計額を⑩に記入してください。
- コ・サ・⑩総合譲渡所得**……機械・ゴルフ会員権などの資産の譲渡（土地・建物などは除く）による所得です。
※「コ短期譲渡」は保有期間5年以内の資産の譲渡、「サ長期譲渡」は保有期間5年を超える資産の譲渡のことをいいます
- シ・⑪一時所得**……賞金、懸賞当選金、競馬等の払戻金、生命保険の満期受取金等の所得です。
※所得金額は、申告書裏面「12 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」を用いて計算し、a の金額を「1 収入金額等」のコ、b をサ、c をシに転記し、さらに d の金額を「2 所得金額」の⑪に転記してください。特別控除の額は、差引金額を限度とし、最高 50 万円です。また短期分から引ききれないときは長期分から引いてください
- 分離課税譲渡所得、山林所得、退職所得については、市民税課にお問い合わせください。
- 上記、①～⑥、⑩、⑪の合計額を⑫に記入してください。なお、配当所得・給与所得・一時所得及び雑所得の金額の計算上損失が生じることはありますが、その損失の金額は他の各種所得の金額と損益通算できませんので、0 円未満の場合は0 円として合計してください。

申告書の書き方（裏面）

11 所得金額調整控除に関する事項の記入のしかた

- 申告者や同一生計配偶者、扶養親族が特別障害者に該当し、かつ申告者の給与等の収入金額が 850 万円を超える場合
申告書裏面「11 所得金額調整控除に関する事項」に特別障害に該当する方の氏名・続柄・生年月日・特別障害の級度・個人番号・別居の場合の住所を記入してください。
- 23 歳未満の扶養親族を有し、かつ申告者の給与等の収入金額が 850 万円を超える場合
申告書裏面「11 所得金額調整控除に関する事項」に 23 歳未満の扶養親族の氏名・続柄・生年月日・個人番号・別居の場合の住所を記入してください。
- ※この控除は、扶養控除と異なり、同一生計内のいずれか一方のみの所得者に適用するという制限がないため、夫婦ともに給与等の収入金額が 850 万円を超えており、夫婦の間に 1 人の 23 歳未満の扶養親族である子がいるような場合には、その夫婦双方が、この控除の適用を受けることができます

13 事業専従者に関する事項の記入のしかた

- 事業専従者に給与を支払っている方
事業専従者は申告者の営む事業所得、不動産所得または山林所得を生ずべき事業に、その年を通じて 6 か月を超える期間専ら従事する配偶者及び 15 歳以上（前年の 12 月 31 日現在）の親族です。
申告者に、事業専従者がいる場合には、申告書裏面「13 事業専従者に関する事項」に記入してください。
（注）事業専従者に該当する方は、同一生計配偶者・配偶者特別控除または扶養控除の対象とすることはできません。
- 事業専従者控除額（青色申告者を除く）……白色申告
次の①と②の金額のいずれか低い方の金額が、事業専従者控除額として必要経費とみなされます。
- ①ア. 配偶者が事業専従者の場合 860,000 円
イ. 配偶者以外の親族が事業専従者の場合 500,000 円
- ②その事業に係る事業所得、不動産所得または山林所得の金額を事業専従者の数に 1 を加えた数で除して得た金額
（注）事業専従者控除額は、そのまま事業専従者の給与と所得の収入金額とみなされます。

14 寄附金控除に関する事項の記入のしかた

- ◇都道府県・市区町村への寄附金がある場合、「**Ⅳ寄附金控除に関する事項**」のAの欄に寄附先の名称・所在地、寄附金の合計額を記入してください（都道府県・市区町村が発行する領収書が必要）。
- ◇埼玉県共同募金会または日本赤十字社埼玉県支部への寄附金がある場合、「**Ⅳ寄附金控除に関する事項**」のBの欄に寄附先の名称・所在地、寄附金の合計額を記入してください（寄附金額及びその受領した年月日を証明する書類等が必要）。
- ◇埼玉県の条例で指定された事業所への寄附金がある場合、「**Ⅳ寄附金控除に関する事項**」のCの欄に、寄附先の名称・所在地、寄附金の合計額を記入してください。狭山市の条例で指定された事業所への寄附金がある場合は、Dの欄に、寄附先の名称・所在地、寄附金の合計額を記入してください（どの条例の場合も、寄附金額及びその受領した年月日を証明する書類等が必要）。

カ・⑥ 給与所得金額の計算

A 給与等の収入金額の合計	円
---------------	---

〈記入欄〉「**Ⅰ収入金額等**」の力に A の金額を転記し、下記の表にあてはめて算出した給与所得金額（小数点以下切り捨て）を「**Ⅱ所得金額**」の⑥に転記してください。

A の金額	給与所得金額	A の金額	給与所得金額
～650,999円	0円	1,900,000円 ～3,599,999円	$A \div 4$ (千円未満の端数切り捨て) = B $B \times 2.8 - 80,000$ 円 = 円
651,000円 ～1,899,999円	$A - 650,000$ 円 = 円	3,600,000円 ～6,599,999円	$B \times 3.2 - 440,000$ 円 = 円
		6,600,000円 ～8,499,999円	$A \times 0.9 - 1,100,000$ 円 = 円
		8,500,000円～	$A - 1,950,000$ 円 = 円

※給与等の収入金額が850万円を超え、次の(1)～(3)のいずれかに該当する場合は、次の所得金額調整控除額を給与所得金額から差し引く

(1)申告者が特別障害者に該当する
(2)23歳未満の扶養親族を有する
(3)特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する

◎所得金額調整控除額＝（給与等の収入金額（上限1,000万円）－850万円）×0.1

キ・⑦ 雑所得（公的年金等）金額の計算

A 公的年金等の収入金額の合計	円
-----------------	---

〈記入欄〉「**Ⅰ収入金額等**」のキに A の金額を転記し、下記の表にあてはめて算出した公的年金等に係る雑所得金額（小数点以下切り捨て）を「**Ⅱ所得金額**」の⑦に転記してください。

※算出した金額が0円未満の場合は0円になります

区分	A の金額	公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額		
		～10,000,000円	10,000,001円 ～20,000,000円	20,000,001円～
昭和三十一年一月二日以後に生まれた方	～1,300,000円	$A - 600,000$ 円 = 円	$A - 500,000$ 円 = 円	$A - 400,000$ 円 = 円
	1,300,001円 ～4,099,999円	$A \times 0.75 - 275,000$ 円 = 円	$A \times 0.75 - 175,000$ 円 = 円	$A \times 0.75 - 75,000$ 円 = 円
	4,100,000円 ～7,699,999円	$A \times 0.85 - 685,000$ 円 = 円	$A \times 0.85 - 585,000$ 円 = 円	$A \times 0.85 - 485,000$ 円 = 円
	7,700,000円 ～9,999,999円	$A \times 0.95 - 1,455,000$ 円 = 円	$A \times 0.95 - 1,355,000$ 円 = 円	$A \times 0.95 - 1,255,000$ 円 = 円
	10,000,000円～	$A - 1,955,000$ 円 = 円	$A - 1,855,000$ 円 = 円	$A - 1,755,000$ 円 = 円

※給与所得金額及び公的年金等の雑所得金額があり、その合計額が10万円を超える場合、所得金額の計算の際に、次の所得金額調整控除額を給与所得金額から差し引く

◎所得金額調整控除額＝（給与所得金額（上限10万円）＋公的年金等の雑所得金額（上限10万円））－10万円

（給与等の収入金額が850万円を超える際の所得金額調整控除額がある場合は、その控除後の給与所得金額で計算）

区分	A の金額	公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額		
		～10,000,000円	10,000,001円 ～20,000,000円	20,000,001円～
昭和三十一年一月一日以前に生まれた方	～3,300,000円	$A - 1,100,000$ 円 = 円	$A - 1,000,000$ 円 = 円	$A - 900,000$ 円 = 円
	3,300,001円 ～4,099,999円	$A \times 0.75 - 275,000$ 円 = 円	$A \times 0.75 - 175,000$ 円 = 円	$A \times 0.75 - 75,000$ 円 = 円
	4,100,000円 ～7,699,999円	$A \times 0.85 - 685,000$ 円 = 円	$A \times 0.85 - 585,000$ 円 = 円	$A \times 0.85 - 485,000$ 円 = 円
	7,700,000円 ～9,999,999円	$A \times 0.95 - 1,455,000$ 円 = 円	$A \times 0.95 - 1,355,000$ 円 = 円	$A \times 0.95 - 1,255,000$ 円 = 円
	10,000,000円～	$A - 1,955,000$ 円 = 円	$A - 1,855,000$ 円 = 円	$A - 1,755,000$ 円 = 円

⑮ 生命保険料控除の計算

(1)平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した保険契約等に係る控除（新契約分）

※計算値の 1 円未満の端数は切り上げ

A	新生命保険料の計		円	C	新個人年金保険料の計		円
新生命保険料	A の金額	新生命保険料の控除額（A'）		新個人年金保険料	C の金額	新個人年金保険料の控除額（C'）	
	～ 12,000 円	A の金額	= 円		～ 12,000 円	C の金額	= 円
	12,001 円 ～ 32,000 円	A の金額 × 0.5 + 6,000 円	= 円		12,001 円 ～ 32,000 円	C の金額 × 0.5 + 6,000 円	= 円
	32,001 円 ～ 56,000 円	A の金額 × 0.25 + 14,000 円	= 円		32,001 円 ～ 56,000 円	C の金額 × 0.25 + 14,000 円	= 円
	56,001 円～	(一律)	28,000 円		56,001 円～	(一律)	28,000 円

E	介護医療保険料の計		円
介護医療保険料	E の金額	介護医療保険料の控除額（E'）	
	～ 12,000 円	E の金額	= 円
	12,001 円 ～ 32,000 円	E の金額 × 0.5 + 6,000 円	= 円
	32,001 円 ～ 56,000 円	E の金額 × 0.25 + 14,000 円	= 円
	56,001 円～	(一律)	28,000 円

(2)平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した保険契約等に係る控除（旧契約分）

※計算値の 1 円未満の端数は切り上げ

B	旧生命保険料の計		円	D	旧個人年金保険料の計		円
旧生命保険料	B の金額	旧生命保険料の控除額（B'）		旧個人年金保険料	D の金額	旧個人年金保険料の控除額（D'）	
	～ 15,000 円	B の金額	= 円		～ 15,000 円	D の金額	= 円
	15,001 円 ～ 40,000 円	B の金額 × 0.5 + 7,500 円	= 円		15,001 円 ～ 40,000 円	D の金額 × 0.5 + 7,500 円	= 円
	40,001 円 ～ 70,000 円	B の金額 × 0.25 + 17,500 円	= 円		40,001 円 ～ 70,000 円	D の金額 × 0.25 + 17,500 円	= 円
	70,001 円～	(一律)	35,000 円		70,001 円～	(一律)	35,000 円

※新契約と旧契約の双方について一般生命保険料控除または個人年金保険料控除の適用を受ける場合、(1)の計算式によって計算した金額と(2)の計算式によって計算した金額との合計額（それぞれ最高 28,000 円）が控除額となります

F	一般生命保険料において新旧双方の控除を受ける場合（A'） + （B'）	（最高 28,000 円）	円	〈記入欄〉「[3] 所得から差し引かれる金額に関する事項」の⑮に A～E を、「[4] 所得から差し引かれる金額」の⑮に J の金額をそれぞれ転記してください。
G	個人年金保険料において新旧双方の控除を受ける場合（C'） + （D'）	（最高 28,000 円）	円	
H	(A')、(B')、(F) のうちもっとも多い金額		円	
I	(C')、(D')、(G) のうちもっとも多い金額		円	
J	生命保険料控除額（H） + （I） + （E'）	（最高 70,000 円）	円	

⑯ 地震保険料控除額の計算

※計算値の 1 円未満の端数は切り上げ

A	地震保険料の計		円	B	旧長期損害保険料の計		円	
地震保険料	A の金額	地震保険料の控除額 (C)		旧長期損害保険料	B の金額	旧長期損害保険料の控除額 (D)		
	～ 50,000 円	A の金額 × 0.5			～ 5,000 円	B の金額 =	円	
		=	円		5,001 円 ～ 15,000 円	B の金額 × 0.5 + 2,500 円	=	円
	50,001 円～	(一律)	25,000 円		15,001 円～	(一律)	10,000 円	
E	地震保険料控除額 (C) + (D)			(最高 25,000 円)			円	

〈記入欄〉「[3] 所得から差し引かれる金額に関する事項」の⑯に A・B を、「[4] 所得から差し引かれる金額」の⑯に E の金額をそれぞれ転記してください。

※ 1 つの契約で地震保険、旧長期損害保険の両方を含んでいる場合は控除金額の大きい方をのみを適用します

⑰ 配偶者控除の計算

申告者の前年中の合計所得金額	配偶者控除	老人配偶者控除
900 万円以下	330,000 円	380,000 円
900 万円超 950 万円以下	220,000 円	260,000 円
950 万円超 1,000 万円以下	110,000 円	130,000 円

※老人配偶者とは生年月日が昭和 31 年 1 月 1 日以前の「年齢 70 歳以上の配偶者」のことをいいます

〈記入欄〉「[3] 所得から差し引かれる金額に関する事項」の⑰に配偶者の氏名、個人番号、生年月日を記入し、該当する控除金額を「[4] 所得から差し引かれる金額」の⑰に記入してください。

㉔ 配偶者特別控除の計算

配偶者の前年中の合計所得金額	申告者の前年中の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超95万円以下	950万円超1,000万円以下
580,001 円 ～ 1,000,000 円	330,000円	220,000円	110,000円
1,000,001 円 ～ 1,050,000 円	310,000円	210,000円	110,000円
1,050,001 円 ～ 1,100,000 円	260,000円	180,000円	90,000円
1,100,001 円 ～ 1,150,000 円	210,000円	140,000円	70,000円
1,150,001 円 ～ 1,200,000 円	160,000円	110,000円	60,000円
1,200,001 円 ～ 1,250,000 円	110,000円	80,000円	40,000円
1,250,001 円 ～ 1,300,000 円	60,000円	40,000円	20,000円
1,300,001 円 ～ 1,330,000 円	30,000円	20,000円	10,000円

〈記入欄〉「[3] 所得から差し引かれる金額に関する事項」の㉔に配偶者の氏名、個人番号、生年月日、前年中の合計所得金額を記入し、該当する控除金額を「[4] 所得から差し引かれる金額」の㉔に記入してください。

◎同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く）

「□同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く）」欄は、生計を一にする合計所得金額が58万円以下の配偶者で、かつ申告者の合計所得金額が1,000万円を超える方が対象です。該当する場合には、□に✓を記入してください。

㉔ 特定親族特別控除の計算

特定親族の前年中の合計所得金額	控除額
580,001 円 ～ 950,000円	450,000円
950,001 円 ～ 1,000,000円	410,000円
1,000,001 円 ～ 1,050,000円	310,000円
1,050,001 円 ～ 1,100,000円	210,000円
1,100,001 円 ～ 1,150,000円	110,000円
1,150,001 円 ～ 1,200,000円	60,000円
1,200,001 円 ～ 1,230,000円	30,000円

〈記入例〉「[3] 所得から差し引かれる金額に関する事項」の㉔に特定親族の氏名、個人番号、生年月日、前年中の合計所得金額を記入し、該当する控除金額を「[4] 所得から差し引かれる金額」の㉔に記入してください。

◎特定親族

申告者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族（配偶者を除く）の合計所得金額が58万円を超え、123万円以下の場合に該当します。

㉔ 医療費控除額の計算

A	支払った医療費	円
B	保険金などで補てんされる金額	円
C	差引金額（A－B）	円
D	申告書の⑫（所得金額）	円
E	D×0.05（1円未満端数切り捨て）	円
F	100,000円とEのいずれか少ない方の金額	円
G	医療費控除額（C－F）	（最高200万円）円

〈記入欄〉「[3] 所得から差し引かれる金額に関する事項」の㉔にA・Bを（「セルフメディケーション税制」欄の「□適用する」に✓を記入しないように注意してください）、「[4] 所得から差し引かれる金額」の㉔にGの金額をそれぞれ転記してください。
※Dで、他に分離課税となる所得があるときはそれらの所得金額（特別控除前）の合計額を加算します

㉔ セルフメディケーション税制の特例の計算

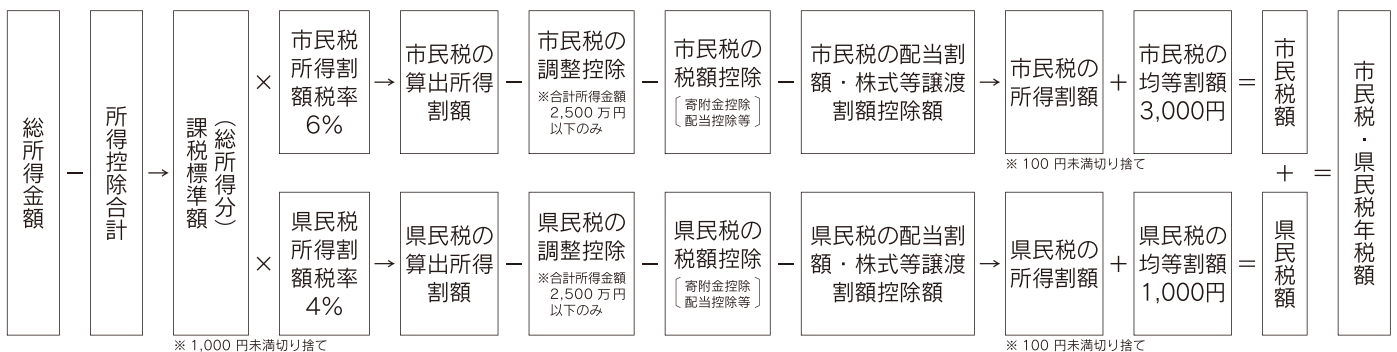
A	支払った金額	円
B	保険金などで補てんされる金額	円
C	差引金額（A－B）	円
D	医療費控除額（C－12,000円）	（最高88,000円）円

〈記入欄〉「[3] 所得から差し引かれる金額に関する事項」の㉔にA・Bを転記し、「セルフメディケーション税制」欄の「□適用する」に✓を記入し、「[4] 所得から差し引かれる金額」の㉔にDの金額を転記してください。

市民税・県民税の税額計算の概要

市民税・県民税の税額は、次のとおり計算されます。

◎市民税・県民税の計算方法（分離課税となる所得の税率及び計算方法は市民税課にお問い合わせください）



※令和6年度より森林環境税として年額1,000円が市民税・県民税の均等割と併せて徴収されます

◎寄附金控除

申告者が前年中に次の①～③のいずれかに寄附をした場合に所得割から一定額が控除になります。

①都道府県・市区町村

②埼玉県共同募金会または日本赤十字社埼玉県支部

③所得税の寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として条例で定めるもの

- | |
|---|
| 1) 基本控除 (①～③すべて対象)
〔寄附金の合計額〕または〔総所得金額等の30%〕のいずれか小さい額－2,000円×10%
※③については狭山市と埼玉県の条例で指定する団体が一致していない場合、市民税と県民税のどちらか一方からのみ控除になります |
| 2) 特例控除 (①のみ対象。ただし、総務大臣からふるさと納税の対象として指定を受けた都道府県・市区町村が対象)
(寄附金－2,000円)×{90%－(5～45% [※] ×1.021)}
[※] 所得税の適用税率によって異なります
※特例控除については、市民税・県民税所得割の20%が限度となります |

市民税・県民税の非課税について

◎市民税・県民税が非課税になる方

①1月1日現在、生活保護の規定による生活扶助を受けている方

②1月1日現在、障害者・未成年者(18歳未満)・寡婦・ひとり親で**合計所得金額**が135万円以下の方 ※1

③**合計所得金額**が次の金額以下の方

扶養親族なしの場合 415,000円 ※2

扶養親族ありの場合 315,000円×(扶養人数+1)+189,000円+100,000円

◎均等割(5,000円)のみ課税される方(総所得金額等が次の金額以下の方)

扶養親族なしの場合 450,000円 ※3

扶養親族ありの場合 350,000円×(扶養人数+1)+320,000円+100,000円

※所得計算については5ページをご覧ください

※市民税・県民税が非課税となる方は、森林環境税も課税されません

(参考) 各所得金額を収入金額にした場合

※1 合計所得金額が135万円以下	
給与収入のみ	2,043,999円以下
年金収入のみ(65歳未満)	2,166,667円以下
年金収入のみ(65歳以上)	2,450,000円以下
※2 合計所得金額が415,000円以下	
給与収入のみ	1,050,000円以下
年金収入のみ(65歳未満)	1,015,000円以下
年金収入のみ(65歳以上)	1,515,000円以下
※3 総所得金額等が450,000円以下	
給与収入のみ	1,100,000円以下
年金収入のみ(65歳未満)	1,050,000円以下
年金収入のみ(65歳以上)	1,550,000円以下

郵送での申告が便利です

申告期間中、申告会場は事前予約制となっておりますので、郵送での申告が便利です。

右記<提出するもの>を同封して、狭山市役所市民税課までお送りください。

また、控えに受付印が必要な方は、申告書のコピーと返信用の封筒(住所、氏名を記入のうえ、切手を貼ったもの)を同封していただければ、押印をし、返送いたします。

書類の同封がない場合は、返送いたしかねますのでご了承ください。

<提出するもの>

①市民税・県民税申告書

②マイナンバーカードの写しまたは番号確認書類と身元確認書類の写し

③1ページ記載の、申告に必要なもの③～⑧

【送付先】

〒350-1380 埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号
狭山市役所 市民税課

申告書の書き方がわからないとき、また申告について不明な点がございましたら、市民税課までお問い合わせください。

狭山市役所 市民税課 TEL 04(2937)5073(直通)